

## 特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針

平成17年2月9日  
構造改革特別区域推進本部

構造改革特区において講じられた規制の特例措置については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定。いわゆる「骨太の方針2003」。)において「評価のための委員会で特段の問題の生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげる」とされている。これを踏まえ、平成15年7月に構造改革特別区域推進本部令(平成15年政令第326号)を制定し、本部の下に評価委員会を設置した。また、昨年2月に構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定。以下、「基本方針」という。)を改定し、特区において講じられた規制の特例措置の評価のプロセス・方法等を具体化した。

評価委員会は、この基本方針に基づき、規制所管省庁が行った調査の結果に加え、特区の現地視察を含む独自の調査や規制所管省庁からの意見聴取を行い、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に関する評価意見」(平成16年度下半期分)をとりまとめ、1月27日に本部長に提出した。

本部は、評価委員会の意見を踏まえ、特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

### 1. 評価

規制の特例措置の評価の結果は以下のとおりである。

#### ア) 地域を限定することなく全国において実施

構造改革特区において講じられた規制の特例措置のうち、別表1に掲げられた規制の特例措置については、弊害が生じないと認められる場合(基本方針2.(2)ア)a)に該当するため、地域を限定することなく全国において実施する。全国展開の実施の時期、内容は別表1のとおりである。

#### イ) 引き続き当該地域特性を有する地域に限定して適用 該当なし

#### ウ) 規制の特例措置の廃止 該当なし

## 2. 今後の対応方針

「地域を限定することなく全国において実施」と評価された上記の規制の特例措置については、基本方針の別表1から削除するとともに、別表1に示された実施時期、全国展開の実施内容を基本方針の別表2として追加する。

規制所管省庁は、基本方針の別表2に追加した規制の特例措置を定める法律、政省令、訓令又は通達（以下「法令等」という。）の改正等を行う。その改正等案を作成するに当たっては規制所管省庁は、基本方針の別表2に即して作成するとともに、内閣官房と所要の調整を行うものとする。

なお、規制所管省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、基本方針の別表2に即して法令等の改正等を行った場合においても実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

## 3. 今後の評価の進め方

に掲げる規制の特例措置については、平成17年度上半期に評価を行うこととする。また、に掲げる規制の特例措置については、平成17年度下半期に評価を行うこととする。これらについての評価委員会の今後の評価の進め方については別表2のとおりとする。いずれについても、当該評価の時期に評価が適確に行われるよう規制所管省庁は調査に当たって、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握することとする。

### 平成17年度上半期の評価対象

908(912) 児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業

### 平成17年度下半期の評価対象

102 まちづくり交通安全対策事業

506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業

707 特定農業者による濁酒の製造事業

802 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

816 学校設置会社による学校設置事業

819 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業

820 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業

- 8 2 1 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業
- 9 0 7 - 2 地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業
- 1 1 2 3 研究開発用海洋温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
- 1 2 0 3 特定埠頭運営効率化推進事業
- 1 2 0 8 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業

別表1 全国展開する規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部 / 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
103	ロボット公道実験 円滑化事業	歩行型・移動型ロボットの実証実験 が道路使用許可の対象行為であるこ とを明確化する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、 全国展開を行うこと。	通達	平成17年度中 に措置	警察庁
410	国内衛星の地上 での無線通信免 許手続き簡素化 事業	ロケット打上げ射場における国内衛 星の打上げ前の機能確認に係る無線 局免許手続について、人工衛星の無 線局免許手続を省略するとともに、 地上実験設備（無線局）については ロケット打ち上げ計画に沿った長期 使用を可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、 全国展開を行うこと。	訓令	平成17年度中 に措置	総務省
507	外国人情報処理 技術者受入れ促 進事業	外国人情報処理技術者の在留期間の 上限を3年間から5年間に伸長する。	全部	本特例措置により実現している内容を確保するととも に、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るもの とする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、 必要最小限のものとする。	法律	平成17年度中 に措置	法務省
508	夜間大学院留学 生受入れ事業	夜間において授業を行う大学院の研究 科で教育を受ける留学生について、 「留学」の在留資格を付与するととも に、週28時間以内の包括的な資格外 活動の許可を与えることとする。	全部	本特例措置により実現している内容を確保するととも に、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るもの とする。 なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小 限のものとする。	省令、通達	平成17年度中 に措置	法務省

601	短期滞在査証の発給手続の簡素化事業	島嶼を訪問する韓国からの団体観光客又は修学旅行生の引率者について、短期滞在査証の発給において必要とされる在職証明書等の職業関係書類又は住民登録証明書の提出を不要とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	通達	平成17年度中に措置	外務省
602	数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業	数次査証発給のためには在外公館からの個別の本省経伺が必要であるものを、公共性の強いプロジェクトに関連するロシア人の査証申請については、地方公共団体の長等が身元保証する場合に本省経伺を要しないこととする。また、この場合にFAXによる査証申請を認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	通達	平成17年度中に措置	外務省
706	距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業	保税蔵置場の距離基準については、管轄の税関官署から概ね25キロメートル以内の場所にあることが要件とされているが、その距離を概ね100キロメートル以内に延長する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	通達	平成17年度中に措置	財務省
807	幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業	幼稚園の教諭の専任規定に関わらず、幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	省令	平成17年度中に措置	文部科学省

808	市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業	特別免許状の授与を前提に市町村費負担教職員の任用を行う場合に、市町村と都道府県の教育委員会が、特別免許状授与手続の詳細をあらかじめ協議し定めておく。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	通達	平成18年度中に措置	文部科学省
809	市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業	教育免許状を有しない者を市町村費負担教職員に任用する場合に、市町村と都道府県の教育委員会が、免許状授与の要件や手続についてあらかじめ協議・連携し、市町村の採用選考や都道府県の職員検定に必要な書類等を一本化する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	通達	平成18年度中に措置	文部科学省
914	保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業	共用化指針に基づき設置された施設では、定員の範囲内で保育所の保育室において、保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認める。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	通知	平成17年度中に措置	厚生労働省

916	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業	市町村の権限に属する保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に委任することを可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	法律	平成17年度中に措置	厚生労働省
1001	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業	農業生産法人以外の法人が、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地等を賃借できるようにする。	全部	弊害の発生を予防する措置を含め現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行うこと。	法律	平成16年度中に措置	農林水産省
1005	農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業	農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲に農業体験施設の運営や農業体験のための民宿業等を追加する。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行うこと。	省令	平成17年度中に措置	農林水産省
1006	農地又は採草放牧地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業	農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を、10アール以上でより地域の実情に応じて設定できるようにする。	全部	現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行うこと。	省令	平成17年度中に措置	農林水産省

1125	特定施設における保安検査期間変更事業	地方公共団体の提案に基づき、特定施設の保安検査期間を変更できるようにする。	一部	空気分離設備について製造細目告示第14条に追加することにより全国展開する。	省令	平成16年度中に措置	経済産業省
1128	特定製造事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業	特定製造事業所における試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、処理量の変更を伴わない構造変更を軽微な変更工事として取り扱うこととし、許可申請については届出に、届出については不要とする。	全部	全国展開に際し、特区における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うこととし、例えば試験研究設備をコンクリート壁で囲うなどの代替措置を要件とする場合には、必要最小限のものとする。	省令	平成16年度中に措置	経済産業省
1202	公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業	公有水面埋立地における用途変更について、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用についても可能とする。	全部	規制所管省庁において、認定特区における特定事業の進捗状況を確認の上、全国展開を行うこと。全国展開に際し、地方公共団体が特区計画にかわる計画を都道府県知事に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。	通達	平成17年度中に措置	国土交通省
1211	道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手続の容易化事業	借入金の償還がなされる範囲内であれば、駐車場利用料金のうち、回数券の料金、夜間の1泊料金、1か月定期料金等の特別料金の設定、変更について、国の許可を要しないものとする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。	通達	平成17年度中に措置	国土交通省
1212	留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業	公営住宅の目的外使用については、災害時の一時使用等を除き地方整備局が個別に承認を行っているが、留学生向け宿舎が不足し当該宿舎の確保を図る必要がある場合には、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がないことが認められれば、事後報告をもって承認があったものとして取り扱う。	全部	全国展開に際し、事業主体が特区計画に代わる計画を地方整備局に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。	通達	平成16年度中に措置	国土交通省



別表2 評価委員会の今後の評価の進め方

基本方針 別表1の番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管省庁
102	まちづくり交通安全対策事業	市町村や所轄警察署のほか地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定したまちづくりの計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。	規制所管省庁は、認定特区におけるまちづくり計画の策定状況を踏まえ、地域参加型協議会に所轄警察署が参加する仕組みにより生じる弊害の有無について調査を行うこと。その上で、平成17年度下半期に評価し、特段の問題がなければ、規制所管省庁において全国展開を行なうこと。	平成17年度下半期	警察庁
506	外国人研修生受入れによる人材育成促進事業	中小企業等が外国人研修生の受入機関となる場合の研修生受入れ人数枠を3人から6人に拡大する。	特区地域内において不適正事例がみられるものの、当該事例が特例措置に起因するものかは現時点では判断できない。不適正事例を防止するための弊害予防措置の実施方法の改善等(法務省が地方公共団体に対して規制の特例措置の適正な適用に関し必要な措置を講じるよう求めること等)を進め、特例措置に起因する問題の有無を引き続き調査し、平成17年度下半期に評価を行う。また、併せて、研修制度そのものに係る改善策について早急に検討し、できるだけ早期に実施する。	平成17年度下半期	法務省

707	特定農業者による濁酒の製造事業	農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」(濁酒)を製造する場合には、酒類製造免許にあたって、最低製造数量基準を適用しないこととする。	<p>規制所管省庁によれば、濁酒製造開始後1年を経過していない状況では、十分な納税申告実績等を得ることができず、弊害の発生の有無を判断することが困難である</p> <p>特区制度誤認による濁酒の無免許製造の事案も見られたが、この点について、広報等によって予防することが可能であるか見極める必要がある</p> <p>濁酒製造に関する税務執行コストの増加が認められており、今後、どの程度コストが増加するか見極める必要がある</p> <p>とのことである。このため、規制所管省庁は、引き続き、認定特区における濁酒製造事業者の納税申告実績、法令違反の発生状況、税務執行コスト等について調査を行うこと。調査結果を踏まえ、平成17年度下半期に評価することとし、特段の問題がなければ、規制所管省庁において全国展開を行なうこと。</p> <p>特区制度における全国展開とは、特区計画の認定制度によらず、当該特例が本来規定されている法令等の改正を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるようにするものであり、濁酒製造について、全国一律に、無条件で最低製造数量基準を適用しないことを意味するものではない。</p> <p>したがって、濁酒製造免許の全国展開に当たっては、グリーンツーリズムの推進という本特区制度の趣旨も踏まえ、その政策目的を達成するための仕組みを政策所管省庁において検討する必要がある。</p>	平成17年度下半期	財務省
802	構造改革特別区域研究開発学校設置事業	学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。	<p>平成16年度上半期の本部決定では「平成16年度下半期も引き続き評価を行なうこととし、評価に先立ち、評価委員会としても規制所管省庁における全国展開に向けた検討の途中経過を点検・確認し、規制所管省庁に対して意見を適確に表明することとする。」とされたため、これを踏まえ規制所管省庁に途中経過を点検・確認した。規制所管省庁によれば、学校へのアンケート調査等において、子供たちの興味関心が高まった等の成果がある一方で、学校によっては小中学校の連携がとれていないなどの問題点が見受けられたとのことである。</p> <p>このため引き続き、規制所管省庁において全国展開による問題点のさらなる把握とともに、必要な予防措置を検討すべきである。予防措置の検討に必要な情報が規制所管省庁の調査において収集されるよう、調査手法の充実を図る必要があることから、評価委員会と調整の上、調査を行うこと。調査結果を踏まえ、また、中央教育審議会における学習指導要領の見直しの審議も踏まえつつ、平成17年度上半期に引き続き、全国展開の弊害の有無、予防措置の必要性について検討し、その状況について評価委員会に報告すること。その上で、平成17年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p> <p>特区制度における全国展開とは、特区計画の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法令等の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することであり、全国一律に教育課程を編成・実施することを意味するものではない。</p>	平成17年度下半期	文部科学省

816	学校設置会社による学校設置事業	<p>地方公共団体が教育上又は研究上特別なニーズがあると認める場合には、株式会社に学校の設置を認める。認定を受けた地方公共団体が市町村である場合、当該学校の設置認可については、当該市町村の長が、当該市町村に置かれる審議会の意見を聴いて、認可を行うこととする。</p>	<p>規制所管省庁によれば、「本事業に関する適切な評価を実施するに当たっては、教育・研究の現場の特性を十分踏まえる一方で、生徒・学生(在学生のみならず、これから受験するものや卒業生などを含む)及びその保護者などの「学習者及びその関係者」を保護する観点から、少なくとも卒業生を出すまでの状況に関して、実態把握が十分行われること、現在開設されている学校(略)のみならず、相応の事例の集積を踏まえた総合評価が行われることが最低限必要である」としつつ、実施事例が4件のみであること、収益に結び付きにくい分野において低調な面が見られるなど今後更に注視を要すべき点があること、教育研究活動の実績が極めて少なく、当然卒業生が出ていないことから弊害の発生の有無を実証するに足る十分な実施実績が得られていないとのことである。</p> <p>本事業の特例の全国展開に当たっては、規制所管省庁によれば、今後、株式会社が設置する学校の公共性、継続性、安定性などに係る評価の手法を検討したいとのことであるが、消費者や社会のニーズに応える多様な学校を設置する観点からは、学校法人における継続性・安定性等と比較しつつ速やかな検討が必要である。</p> <p>このため、規制所管省庁においては株式会社が学校を設置する場合に想定される弊害の発生の有無の判断に資する明確な評価基準も含め評価の手法について、特例措置の実施状況を踏まえつつ、平成17年度上半期中にその検討状況について評価委員会に報告すること。その検討結果を踏まえて、平成17年度下半期に評価を行う。</p>	平成17年度下半期	文部科学省
819	構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業	<p>構造改革特別区域研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する場合にあっては、上学年の教科書を下学年の児童生徒に無償給与することを可能とする。</p>	<p>本事業は、構造改革特別区域研究開発学校設置事業と併せて行われるものであるところ、802の特例については、規制所管省庁において全国展開による問題点のさらなる把握とともに、必要な予防措置を検討しつつ、17年度上半期に評価を行うこととなっている。</p> <p>このため、802の特例の評価と併せて、本事業についても、中央教育審議会における学習指導要領の見直しの審議を踏まえつつ、平成17年度上半期に引き続き、全国展開の弊害の有無、予防措置の必要性について検討し、その状況について評価委員会に報告すること。その上で、平成17年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>	平成17年度下半期	文部科学省

820	校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業	地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、小学校等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。	規制所管省庁によれば、児童・生徒が安心して通うことができるよう、学校の継続性、安定性を確保するためには校地・校舎の自己所有が原則であるとのことであり、また、この特例の適用事例は学校設置会社(株式会社)のみであって、学校設置会社の継続性・安定性をみるためには816特区と一体的に評価するべきであるとするが、自己所有であっても負債の担保となりうるなど実質的に継続性、安定性を確保するために機能しているかどうかの検証が必要である。このため、特例の実施状況の調査と併せ現在の学校法人における校地・校舎も含め資産の状況について調査を行い、平成17年度上半期中に評価委員会に対しその結果を報告すること。それを踏まえ、校地・校舎の自己所有に代替する学校の継続性・安定性を確保するための措置について検討の上、平成17年度下半期に評価を行い特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成17年度下半期	文部科学省
821	校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業	地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄付行為の認可にあたり、大学等の校地及び校舎については自己所有を求めないものとする。	規制所管省庁によれば、学生が安心して通うことができるよう、学校の継続性、安定性を確保するためには校地・校舎の自己所有が原則であるとのことであり、また、この特例の適用事例は学校設置会社(株式会社)のみであって、学校設置会社の継続性・安定性をみるためには816特区と一体的に評価するべきであるとするが、自己所有であっても負債の担保となりうるなど実質的に継続性、安定性を確保するために機能しているかどうかの検証が必要である。このため、特例の実施状況の調査と併せ現在の学校法人における校地・校舎も含め資産の状況について調査を行い、平成17年度上半期中に評価委員会に対しその結果を報告すること。それを踏まえ、校地・校舎の自己所有に代替する学校の継続性・安定性を確保するための措置について検討の上、平成17年度下半期に評価を行い特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成17年度下半期	文部科学省
907-2	地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業	特別養護老人ホームの経営主体として、公設民営方式による場合に、株式会社を認める。	現在、公設民営方式として2件が認定され特別養護老人ホームの建設等が進んでいるが、いずれも事業開始は平成17年4月の予定となっている。規制所管省庁においては株式会社等が特別養護老人ホームを経営する場合に想定される弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するため、事業開始後の実施状況について調査を行うこと。その上で、平成17年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。	平成17年度下半期	厚生労働省

908(912)	児童福祉施設における調理業務担当者派遣受け入れ事業	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、調理業務を担う者の外部からの派遣を認める。	<p>規制所管省庁によれば、児童福祉施設における調理業務が、きめ細かな食事の対応や調理・食事を通じた児童とのふれあい等により、児童の心身の健全な成長を図り、将来子ども達が築く家庭生活のモデルを示すといった重要な役割を担っていることや、食事が365日3食行われることにかんがみれば、「暖かい家庭的な雰囲気の下での食事の提供」が、一時的ではなく恒常的に確保されている必要がある。</p> <p>また、平成16年11月の児童福祉法の改正により、平成16年12月から、乳児院及び児童養護施設の入所対象年齢が緩和されたところであり、乳児と幼児の咀嚼機能の違いへの対応など乳幼児の混合処遇の場合の食事の提供について個別的な配慮がきちんとなされているかについて留意する必要がある。</p> <p>さらに、乳児が風邪にかかった場合等に個別の配慮が冬や夏を通じて適切になされているかどうかを見極める必要があるとのことである。</p> <p>これらの点を踏まえ、規制所管省庁は、事業の実施状況について再度調査を行うこと。平成17年度上半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>	平成17年度上半期	厚生労働省
1123	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	一定の要件を満たす研究開発用の海水温度差発電設備について、工事計画の届出、使用前安全管理検査、定期安全管理検査及び溶接安全管理検査を研究開発の実施期間に限り不要とする。	<p>規制所管省庁によれば、技術基準への適合を確認するための専門家により構成される委員会が設置されておらず、発電設備の運転も開始されていないため、当該委員会の弊害の発生の予防措置としての機能及び発電設備の安全性について確認できないとのことである。平成17年度上半期中には委員会の設置を経て、設備の運転開始が見込まれることから、発電設備の運転が予定通り開始されるとともに運転実績から評価を行うに足るデータが取得できれば、平成17年度下半期に評価し、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>	平成17年度下半期	経済産業省
1125	特定施設における保安検査期間変更事業	地方公共団体の提案に基づき、特定施設の保安検査期間を変更できるようにする。	<p>空気分離設備以外の特定施設については、特区における規制の特例措置として継続することとし、新たに認定特区があれば全国展開に関する評価を行うこと。</p>	新たな特区認定の時期に応じて判断	経済産業省
1203	特定埠頭運営効率化推進事業	行政財産である公共コンテナターミナルを、民間企業のうち港湾管理者が認めた者に対して、一体的かつ長期的に貸し付けることができるようにする。	<p>規制所管省庁としては、本特定事業においては海外も含めた民間事業者の積極的な事業参加が予想され、民間事業者の事業参加による港湾コストの縮減のため、本特定事業の全国展開を推進する方向である一方、海外事業者の円滑な参入には埠頭運営者と港湾運送事業者の協調体制の整備が必要であり、協調体制の整備がなされない場合には労使紛争等港湾運営に支障が生じる可能性もあるなど、慎重な対応が必要であるとしている。</p> <p>平成16年度下半期調査対象となった2事業は、これまでも埠頭運営を行ってきた港湾管理者を中心に地元港運事業者が出資し設立された第3セクターが事業者となったため、これ以外の事業者の参入は事実上ありえず、想定される弊害は生じえない状況であった。</p> <p>このため、規制所管省庁は、平成17年1月に認定申請の出ている海外事業者による公共コンテナ埠頭の運営を内容とする特区計画において、再度調査を行うこと、その上で平成17年度下半期に評価を行い、特段の問題がなければ規制所管省庁において全国展開を行うこと。</p>	平成17年度下半期	国土交通省

1208	特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業	港湾内の埋立地における権利の移転・設定、用途変更の許可が必要な期間について、竣功認可の告示後10年であるものを5年に短縮する。	<p>規制所管省庁によれば、本特例事業の対象となった埋立地については、いまだ本格的に土地利用が開始されておらず、土地を自ら利用することなく投機の対象として転売することや当初の用途に無目的に利用するといった弊害の有無が確認できないことから、平成17年度において供用開始予定の埋立地における弊害の有無について確認したいとしている。</p> <p>委員会としては、特定埋立地の有効利用の観点から、造成された後未利用となっている土地について、可及的速やかに有効利用することは経済合理性からやむを得ないと考える。このため、規制所管省庁において平成17年度下半期に供用開始された埋立地の利用状況について再調査を行った上で、平成17年度下半期に評価を行い、特段の問題が無ければ規制所管省庁において全国展開を図ることとする。</p>	平成17年度下半期	国土交通省
------	------------------------	---	--	-----------	-------